

# UNION PRESS

2009年11月 No13

労使懇談会間近！

## 何処へ消えたか、わが給料！！

なんだか競馬好きか飲兵衛の繰り言のような台詞ですが、早合点しないでください。これ、私達の身の上に取りこりそうな話なんです。

今夏の人事院勧告が年間給与を平均2.4%引き下げるという内容であることは、もうご存知のことと思います。埼玉大学当局も人勧どおりの給与引き下げを実施するつもりでいることはまず間違いありません。

ここで問題になるのが、地域手当です。学長は当初、今年度9.0%（公務員は11%）、来年度9.5%（公務員は12%）とするつもりでいたようです。そこに急遽夏のボーナスを0.2月分凍結するという異例の5月人勧が出たことから、当初予算より人件費が少なくてすむことになり、この余剰分を「プロジェクト経費等、教育・研究の充実に充てる」（学長）という計画が立てられました。その後、労使交渉の結果、余剰分の一部を地域手当に回し、今年度分を0.5%上積みして9.5%としたというのが現在の状況です。それでもまだ公務員に比べ1.5%少ないわけで、当局が給与を決める際の拠り所としている「公務員準拠」「人勧準拠」は達成されていないのです。つまり、私達は1.5%の給与を減額されているという状態での労働を強いられているわけです。

8月の人勧では夏のボーナスカットに加え、さらに本給を平均0.2%、冬のボーナスを0.15月分それぞれカットするという厳しい内容の給与勧告がなされました。ただし、私達に厳しい内容であっても、大学当局としては、さらに今年度予算に余裕ができたということになります。であれば、当然のことながら、地域手当についても何がしか改善があつてしかるべきではないでしょうか。

しかしながら、当局は地域手当の改善を全く考えていないようなのです。つまり、今年度カットされる給与が2.4%、予定より増えた地域手当が0.5%、差引き私達の給与の1.9%（金額で言えば、優に1億円は超えるはず）が「プロジェクト経費等、教育・研究の充実に充てる」という漠然とした計画に費やされようとしているわけです。これが「何処へ消えたか、わが給料！！」の顛末です。

繰り返しますが、当初予算で組まれた人件費に余裕ができたのならば、当然給与で我慢させられている部分に優先的に充てていくべきでしょう。当局の主張は、将来的に給与アップの人勧が出る可能性もあり、そのとき人勧どおりの給与改定が出来なくなると困るから、それに備えて事業を前倒しで行っておく、という論理です。これはこれで理解できます。この主張を認めたからこそ、夏のボーナスカットの際も僅かな地域手当アップで自らを納得させたのです。

それが、年間給与カット2.4%のうち、減額されている手当の補充に使われるのが0.5%だけで、残りの1.9%は将来に備えて他の事業に使う、という説明で私たちが納得できると、本当に当局は思っているのでしょうか。本来ならば、全額給与にまわせ、と言いたいところですが、百歩、いや一万歩譲って少なくとも給与カットの半分の1.2%は給与として還元すべきです。当初より余裕のできた人件費予算の半分は大学の事業に、半分は教職

員の賃金に、ということですが、このくらいのバランスならば、大方の教職員にはご納得いただけるのではないのでしょうか。「多額の後年度負担を伴う」(学長) 地域手当での還元が難しいと言うのであれば、他の名目での支給で構いませんし、人勧の実施を来年4月からにするという手もあります。労使で知恵を出し合い、健全な大学運営と教職員のモチベーションの維持を両立できるよう、お互い努力していきませんか。

## 「新型インフル」で出勤停止なら時間給・日給は補償を！

新型インフルエンザの規制が少し変更されてきましたが、相変わらず出勤停止という措置は生きています。前回のニュースでもお伝えしましたが、私たち非常勤職員には無給の病休しかありません。(就業規則非常勤教職員給与・労働時間等規則18条第2項第6号・7号参照)

しかも年休は3年雇用のパート職員ではとても自分の病気のためにつかえるような日数は残っていません。日々雇用職員や法人化前から勤務しているパート職員でも自分の病気や家族の介護や病気、子どもの学校行事などのために年休をあまり取らないようにして貯めているのです。

そこで『新型インフルエンザだから出勤してはいけない、でも無給です』と言われたらどうでしょうか？

しかも、業務上以外の疾病では無給であっても10日間しか認められず、あとは欠勤です。新型インフルエンザが職場で感染したとどうやって証明するのですか？仮に感染を学内からと認めてくれるとして休めても無給です。

新型インフルエンザ等の感染性の病気による出勤停止には「その他の災害」と位置づけ、就業規則非常勤教職員給与・労働時間等規則第18条1項第3号・4号を適用して有給の休暇としてください。

感染しても症状が軽い人はいます。しかし感染力は同じです。感染を広げないためにも安心して休める状況を作ってほしいと思います。

最後にもう一つ。これから冬に向かい流行が予想されていますが、持病をもたない労働者はワクチン接種の優先順位からはずされています。手洗いうがいなど励行しても防げないような場合は雇用者からのあたたかい対応が何よりの薬なんですけどね。

## 「職員のための英会話講座」年末もやっています！

埼玉大学のネイティブ・スピーカーの先生方による「職員のための英会話講座 (Staff English Club)」の年末の予定は以下の通りです。少人数で堅苦しくなくやっています。お昼休みなのでランチ持参でどうぞ。組合員・非組合員は不問です。

**11月30日(月) 12:20—13:00**    **カンバルテル先生**    **研究室 (経済学部研究棟 3階)**

**12月 9日(水) 12:20—13:00**    **ミルン先生**    **研究室 (教養学部棟 4階)**

<b>発行元：埼玉大学教職員組合</b>	<b>Tel&amp;Fax 048. 853. 5609 (内 3160)</b>
<b>E-mail:saidaikumiai@hotmail.co.jp</b>	<b>HP: <a href="http://19.pro.tok2.com/~saidaikumiai/">http://19.pro.tok2.com/~saidaikumiai/</a></b>
<b>組合事務室は生協第二食堂内</b>	<b>月～金 (ただし木曜日は除く)、午後 12 時～5 時開室</b>